

## COVID-19 ゾーン間の移動制限

ボツワナ政府は9月25日（金）夜、25日（金）時点で発行されている COVID-19 ゾーン間の移動許可証は無効となり、移動が必要な人は、改めて許可申請をするよう発表しました。

1 25日（金）夜、ボツワナ保健省は報道発表にて、国内の COVID-19 の感染拡大状況及びボツワナの日を含む連休を迎えることを踏まえ、25日（金）時点で発行されている COVID-19 ゾーン間の移動許可証は即刻無効となると発表しました。移動許可申請はオンラインで行われ、必要不可欠な移動であると判断された人に順次発行されるとのことです。

2 事態は刻々と変化しますのでテレビ、ラジオ等で最新情報の入手に努めてください。政府発表等は、ボツワナ政府公式フェイスブックページ「BWgovernment」でも閲覧可能です。

<https://www.facebook.com/BotswanaGovernment/>

（ご連絡先）

在ボツワナ日本国大使館

住所：4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：(+267) - 391 - 4456

Email でのお問合せ：information@gr.mofa.go.jp